

甲種防火管理再講習の受講が必要な防火管理者

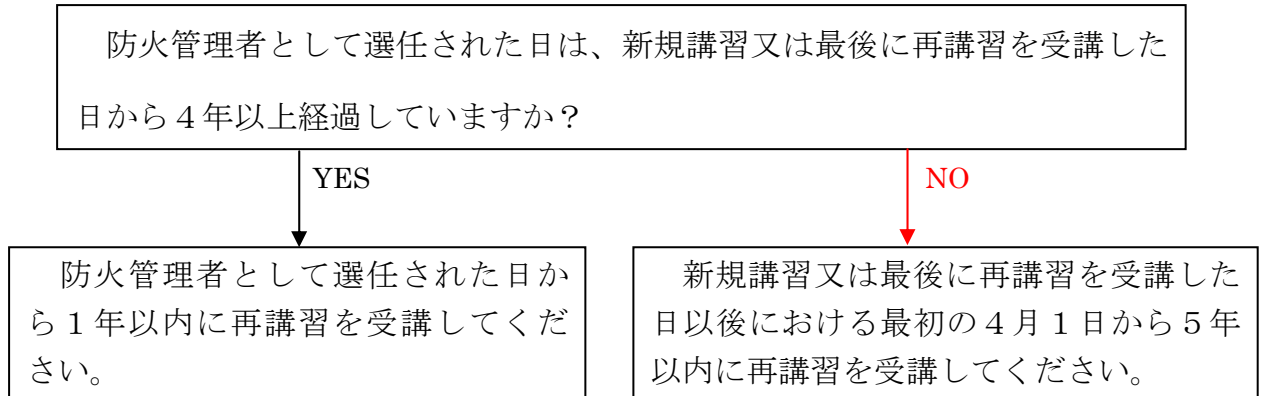
収容人員が建物全体で300人以上の特定用途※の甲種防火管理者として選任されている方は、甲種防火管理再講習を受講する必要があります。

(注) 管理権原が分かれている場合は該当しない場合があります。

※ 特定用途とは

消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる用途

【受講時期】



消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分

(一部抜粋)

(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ その他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ ファッションマッサージなどの性風俗営業店舗
	ニ カラオケボックス、インターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオなどの個室型営業店舗等
(3)項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)項	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)項	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、乳児院、障害児入所施設など
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、助産施設、保育所、児童養護施設など
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

(8)項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場など
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)項	車両の停車場など
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)項	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)項	倉庫
(15)項	前項各号に該当しない事業所
(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)項	地下街
(16の3)項	準地下街
(17)項	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要文化財建造物
(18)項	延長50メートル以上のアーケード
(19)項	市町村長の指定する山林
(20)項	総務省令で定める舟車